

一般社団法人 日本耳鼻咽喉科学会
理事長 森山 寛
専門医制度委員会
担当理事 阪上 雅史
担当理事 奥野 妙子
担当理事 藤枝 重治
委員長 丹生 健一

新専門医制度における耳鼻咽喉科専門医の更新基準について (第二版)

平成 28 年度より一般社団法人 日本専門医機構による新専門医制度が開始され、一般社団法人 日本耳鼻咽喉科学会認定耳鼻咽喉科専門医の先生方の更新も、以下の基準で行われています。

原則は、下記 I の基準ですが、移行措置としては下記 II の基準が適用されま
す。

I. 新専門医制度における耳鼻咽喉科専門医の更新基準について

移行措置による更新基準での認可更新後、随時、新専門医制度における耳鼻咽喉科専門医の更新基準による更新となっています。平成 29 年度（認定満期：平成 30 年 3 月 31 日）に更新手続きをされる専門医は、次回からの更新は本基準になり、平成 28 年 1 月より診療実績の証明が必要となります。診療実績、必要単位等、詳細については P3～12 をご参照ください。

II. 新専門医制度における耳鼻咽喉科専門医の更新基準（移行措置）について （2014 年度（H26 年度）以前に耳鼻咽喉科学会専門医の認定を受けた方）

更新手続きの年度が平成 28 年度（認定満期：平成 29 年 3 月 31 日）～平成 31 年度（認定満期：平成 32 年 3 月 31 日）の専門医が対象となっています。平成 27 年度（認定満期：平成 28 年 3 月 31 日）の専門医は現制度（一般社団法人 日本耳鼻咽喉科学会認定）での最終認定更新者でした。移行期間中の更新基準は、旧基準と新基準の組み合わせとなり、更新手続きの年度により、更新基準が異なります。診療実績、必要単位等、詳細については P13～19 をご参照ください。

更新手続きの年度	更新要件
2015 (H27) 年度 (認定期限:平成 28 年 3 月 31 日)	旧基準 5 年間
2016 (H28) 年度 (認定期限:平成 29 年 3 月 31 日)	旧基準 4 年間 +新基準 1 年間
2017 (H29) 年度 (認定期限:平成 30 年 3 月 31 日)	旧基準 3 年間 +新基準 2 年間
2018 (H30) 年度 (認定期限:平成 31 年 3 月 31 日)	旧基準 2 年間 +新基準 3 年間
2019 (H31) 年度 (認定期限:平成 32 年 3 月 31 日)	旧基準 1 年間 +新基準 4 年間

Ⅲ. 認定更新における特例措置（旧基準における 70 歳以上の専門医への特例）の廃止について

新専門医制度が導入される事に伴い、認定更新における特例措置が廃止されます。特例措置を受けていた 70 歳以上の専門医の更新基準について記載しています。更新手続きの年度により、更新基準が異なります。診療実績、必要単位等、詳細については P 20～24 をご参照ください。

I. 新専門医制度における耳鼻咽喉科専門医の更新基準について

専門医は、適切な教育を受け、標準的な医療を提供し、患者から信頼される医師と定義されます。専門医制度では、専門医すべてが持つべき共通の能力と、各診療領域において備えるべき専門的診療能力とを明確にし、両者を公正に評価することを本旨としています。

専門医の更新では、診療に従事していることを示す勤務実態や診療実績の証明、知識・技能態度が適格であることを証明することが求められます。そこで、日本専門医機構（以下機構）による新専門医制度における耳鼻咽喉科専門医更新は以下のごとく、①勤務形態の自己申告、②診療実績の証明、③更新単位の取得をもって行います。

特段の理由のある場合（国内外の研究留学、病気療養、妊娠・出産・育児、介護、管理職など）の更新については別に基準を定めます（別添資料1）。また、経験の豊富なベテラン医師がその経験を後進の指導に有効に活用できるよう配慮する必要から、連続する4回目以降の専門医の更新を別添の手続きで実施できます。（別添資料2）

以下に更新基準、ならびに新制度完全発足までの期間（2015年4月1日～2020年3月31日）における機構による耳鼻咽喉科専門医認定について記載します。これらの記載にしたがって、耳鼻咽喉科専門医認定更新申請書一式を作成の上、日本専門医機構宛（ご所属の地方部会を通して）に提出してください。ただし、この更新基準については今後必要に応じて見直しする可能性があります。

【宛先】 所属地方部会

日本耳鼻咽喉科学会各地方部会気付

日本専門医機構耳鼻咽喉科領域専門医委員会宛

（機構認定 耳鼻咽喉科専門医資格更新申請書在中 と付記してください）

2020年（平成32年）度から新基準での耳鼻咽喉科専門医更新となります。日本専門医機構認定の耳鼻咽喉科専門医も5年ごとの更新となります。

1、勤務形態の自己申告（必須）

5年間のうち直近の1年間の実態を記載する（別表1）。

勤務形態を証明する「自己申告書」として提出してください。勤務形態については、直近1年間の実態を記載ください。申告が実態と一致しているか否かについて「勤務形態自己申告書：詳細」（様式1）によって勤務実態を検証することがあります。様式1については耳鼻咽喉科領域専門医委員会（以下、領域専門医委員会）にて保管します。

2、診療実績の証明（必須）

日本耳鼻咽喉科学会のHPよりダウンロードした更新記録簿（エクセル様式）に記入し、領域専門医委員会での審査、認定を受けます。

5年間に診療した耳鼻咽喉科疾患症例200症例（10単位）（1症例 / 週、毎年40症例（2単位）を5年分）について、診療日時、患者ID、性、年齢、病名分類、病名、検査、処置、所見、手術の有無、治療法、転帰、診療施設名、責任者氏名（印）を記載して提出してください。一覧表には、1) 耳、2) 鼻・副鼻腔、3) 口腔咽喉頭、4) 頭頸部、の4領域の分類も記載してください。原則として5年間でそれぞれ最低10症例以上は記載してください。診療症例数20症例で1単位とします。

連続して3回以上資格更新を行った専門医（学会専門医を含める）は、診療実績の証明を更新要件から免除されます。

3、更新単位50単位（必須）

耳鼻咽喉科専門医資格更新に必要な単位の算定は以下に示す1)~4)の4項目の合計で行い、これを資格更新のための基準とします。4項目について5年間で取得すべき単位数を示します。

下記の項目で50単位以上の取得を必須とします。

項目	取得単位
1) 診療実績の証明	10単位
2) 専門医共通講習	最小3単位、最大10単位 (このうち3単位は必修講習)
3) 耳鼻咽喉科領域講習	最小20単位
4) 学術業績・診療以外の活動実績	0~10単位

4、2020年度（平成32年度）の専門医更新手続者（認定満期：2021年（平成33年）3月31日）から、日耳鼻通常総会・学術講演会および日耳鼻専門医講習会に5年間で各1回以上の出席を必須とします。

1) 診療実績の証明（10単位）

診療実績の証明（必須）

1年間に診療した耳鼻咽喉科疾患症例40症例について報告します。

1 症例 / 週、毎年 40 症例 (2 単位)。

日本耳鼻咽喉科学会の HP よりダウンロードしたエクセルに記入し、領域専門医委員会での審査後、認定を受けます。

連続して 3 回以上資格更新を行った専門医 (学会専門医を含める) は、診療実績の証明を更新要件から免除されます。5 年間で診療実績の証明の 10 単位を除いた 40 単位で更新可能です。

2) 専門医共通講習 (最小 3 単位、最大 10 単位 : ただし、必修 3 項目をそれぞれ 1 単位以上含むこと)

すべての基本領域専門医が共通して受講する項目です。日本専門医機構、日本医師会、日本耳鼻咽喉科学会、日本耳鼻咽喉科学会に関連する学会、日本耳鼻咽喉科学会が後援する講演会および研修会、地方部会、耳鼻咽喉科医会 (都道府県単位以上)、新制度における専門研修基幹施設および連携施設が主催する講習会または領域専門医委員会で審議し機構によって認められた講習会とします。他の領域が主催する講習を受講しても、専門医共通講習については単位を算定できます。1 回の講習は 1 時間以上とし、1 時間の講習受講をもって 1 単位と算定します。E-learning (5 題以上の e-testing を含む) についても、受講を証明できるならば単位として認めることができます。営利企業が主催するものは含めません。また共催するものは原則としてこれに含めません。(ただし、領域専門医委員会で審議し、機構によって認められたものについてはこの限りではありません)。

以下に専門医共通講習の対象となる講習会を示します。

	講習会名
①	医療安全講習 (必修項目 : 5 年間に 1 単位以上)
②	感染対策講習 (必修項目 : 5 年間に 1 単位以上)
③	医療倫理講習 (必修項目 : 5 年間に 1 単位以上)
④	指導医講習
⑤	医療事故
⑥	医療法制
⑦	地域医療
⑧	医療福祉制度
⑨	医療経済 (保険医療等)
⑩	臨床研究・臨床試験
⑪	⑤～⑩に関連する講習
⑫	専門医としての人間性ならびに社会性向上に資する講演

①～⑫それぞれ、1 回の講習において取得できる単位は 1 単位までです。

講師については 1 時間につき 2 単位付与することができます (上限数制限なし)

3) 耳鼻咽喉科領域講習（最小 20 単位）

日本耳鼻咽喉科学会が定める講習会〔注 1〕等で取得する単位です。専門医が最新の知識や技能を身につけるために必要な講習等への参加を目的としています。1 時間の講習受講が 1 単位となります。領域専門医委員会で、審査、認定します。

耳鼻咽喉科領域講習は、日本耳鼻咽喉科学会、日本耳鼻咽喉科学会に関連する学会、日本耳鼻咽喉科学会が主催または後援する講演会および研修会、地方部会、耳鼻咽喉科医会（都道府県単位以上）、認可研修施設、新制度における専門研修基幹施設および連携施設が主催するものに限られます。

営利企業が主催するものは含めません。また共催するものは原則としてこれに含めません。（ただし、領域専門医委員会で審査し、機構によって認められたものについてはこの限りではありません。）

講習会講師については 1 時間につき 2 単位付与することができます。（上限数制限なし）

	講習会名	単位
①	日本耳鼻咽喉科学会通常総会・学術講演会 (講習会)	1 時間 1 単位 (上限 8 単位)
②	日本耳鼻咽喉科学会専門医講習会	1 時間 1 単位 (上限 6 単位)
③	日本耳鼻咽喉科学会専門医講習会 (実技講習会)	1 時間 1 単位 (上限 2 単位)
④	日本耳鼻咽喉科学会が定める講習会・研修会 〔注 1〕	1 時間 1 単位 (上限 2 単位)
⑤	補聴器講習会	1 時間 1 単位 (上限 2 単位)
⑥	日本耳鼻咽喉科学会に関連する学会〔注 2〕	1 時間 1 単位 (上限 2 単位)
⑦	地方部会での講習・講演会	1 時間 1 単位 (上限 1 単位)
⑧	その他認定されたセミナー	1 時間 1 単位 (上限 1 単位)

単位数の上限は、更新期間の上限ではなく、1 回の開催における上限です。

4) 学術業績・診療以外の活動実績（0～10 単位）

領域専門医委員会の認定する学術集會に参加し、自己学習することが必要です。それぞれの学術集會の認定単位は以下に示します。ただし、最大 10 単位までとします。

専門医 ID カードでの受付や、学術集會参加報告票の提出により取得できる単位です。出席時間は領域専門医委員会で管理するシステムを利用し、審査、認定します。

	学術集会名	単位
①	日耳鼻通常総会・学術講演会ならびに関連する学会 [注 2]	2 単位
②	地方部会 [注 3]	1 単位
③	認可された学術集会 [注 4-7]	0.5 単位

学術集会参加による単位認定は 5 年で上限 6 単位です。学術集会の発表、論文執筆その他を加えることで合計 10 単位まで取得可能です。

なお、上記の学会において下記のとりの単位が取得可能です。

		単位
①	筆頭発表者、第 2 発表者	1 単位
②	司会、座長	1 単位

また、ピアレビューを受けた内外論文は下記のとりの単位が取得可能です。

		単位
①	筆頭著者	2 単位
②	共著者	1 単位

1年間以上、学校医をされている場合は、下記のとりの単位が取得可能です。複数校の学校医をされている場合も取得できる単位は同じです。更新手続き時に委嘱書のコピーを提出してください。

	単位
学校医	2 単位 (上限 2 単位)

【注 1】

講習会・研修会とは日本耳鼻咽喉科学会が主催または後援する下記のことを指します。夏期講習会、産業環境保健講習会（騒音性難聴の部）、身体障害者福祉医療講習会、嚥下障害講習会、学校保健研修会、医療事故防止のためのセミナー、補聴器適合判定医師研修会、音声言語機能等判定医師研修会、日本嚥下医学会嚥下機能評価研修会

【注 2】

日本耳鼻咽喉科学会に関連する学会は下記のものが対象となります。日本聴覚医学会、日本めまい平衡医学会、日本耳科学会、日本鼻科学会、日本気管食道科学会、日本気管食道科学会専門医大会、日本頭頸部癌学会、日本音声言語医学会、日本小児耳鼻咽喉科学会、耳鼻咽喉科臨床学会、日本耳鼻咽喉科免疫アレルギー学会、日本口腔・咽頭科学会、日本喉頭科学会、日本頭頸部外科学会、日本嚥下医学会、日本顔面神経学会、日本耳鼻咽喉科感染症・エアロゾル学会

【注 3】

地方部会の学術講演会や講習会で、その記事（演題名および演者名の掲載を含む）が日耳鼻会報に掲載されるもの。

【注 4】

地方部会主催の学術集会
耳鼻咽喉科領域講習として認可された時間（1時間）を除き、2時間以上（学術集会の正味

時間であって懇親会などは含めません)。耳鼻咽喉科領域講習として認可された時間(1時間)を除き、4時間を超えるものは地方部会学術講演会(1単位)と同等に扱います。

【注 5】

耳鼻咽喉科医会主催の学術集会は、原則として都道府県単位以上の医会主催のものとし、耳鼻咽喉科領域講習として認可された時間(1時間)を除き、2時間以上(学術集会の正味時間であって懇親会などは含めません)。

【注 6】

認可研修施設主催の学術集会

内容および規模は「予め認可された学術集会」の条件と同様です。施設内のみならず施設外の専門医(例えばその地域の専門医など)にも開放され、実際にその参加がある学術集会であること。施設内のメンバーのみで行う症例討論会、抄読会などは含みません。耳鼻咽喉科領域講習として認可された時間(1時間)を除き、2時間以上(学術集会の正味時間であって懇親会などは含めません)。

【注 7】

予め認可された学術集会の認可基準

耳鼻咽喉科専門医である主催責任者より提出された認可申請者を、専門医制度常任委員会で審議し、さらに理事会で審議、承認されたもの。

- a) 認可を申請する主催責任者は、日耳鼻学会、地方部会、関連する学会・研究会、都道府県医会の理事、評議員、運営委員、世話人など、または認可研修施設の指導責任者であること。
- b) 内容は耳鼻咽喉科、頭頸部外科またはその関連領域にまたがる学術集会、実技講習会であること。申請書類には内容を明記し、必ずプログラム(またはその原稿)を添付すること。
- c) 耳鼻咽喉科領域講習として認可された時間(1時間)を除き、時間は2時間以上(学術集会の正味時間であって懇親会などは含めません)。
- d) 参加者数は原則として専門医10名以上が参加する学術集会であり、専門医以外の参加者も望ましい。ただし、地域、学術集会の性質などを、事情によって考慮することがあります。
- e) 継続認可学術集会の場合はテーマ、内容が多岐にわたることが必要で、原則的には同一または類似のテーマ、分野に片寄らないようにする。また、行われた学術集会に関して適宜事後報告を求めることがあります。

主催責任者の留意点

- a) 営利団体が主催するまたは共催するセミナーは原則としてこれに含めません。製薬会社の薬品説明、懇親会などは学術集会には含まれません。
- b) プログラムには必ず開始と終了時間を明記してください。
- c) 学術集会の内容が、特別講演一題のみの場合は、原則として認められません。
- d) 保険医療に関する事項は学術集会の時間には含まれません。
- e) 耳鼻咽喉科に全く関連しない他科領域は、学術集会の規定の時間には含まれませんが、医療安全管理やリスクマネジメント等耳鼻咽喉科専門医に必要な内容であれば認められます。

別添資料 1

特別な理由（留学、妊娠、出産、育児、病気療養、介護、管理職、災害被災など）のために専門医の更新ができない場合

I. 特別な理由（留学、妊娠、出産、育児、病気療養、介護、管理職、災害被災など）のために専門医の更新ができない場合の対応

活動休止申請書（開始、終了期日を記載）と理由書を提出し、領域専門医委員会と専門医認定・更新部門委員会の審査と承認を経て専門医活動の休止が認められます。なお、休止期間は専門医を呼称する事はできません。休止期間に上限はありませんが、2年を超えて延長を希望する場合には3年目から1年間の休止期間の延長願いを理由書と共に提出して、上記委員会の承認を受けます。専門医活動休止期間の満了や終了は上記委員会への申請と承認が必要です。その後、専門医としての活動が再開できます。活動休止期間を除く前後の合計5年間に規定の50単位を取得して次の専門医資格を更新します。

資格更新	更新2年	更新4年	資格更新	更新3年	資格更新
↓	↓	↓	↓	↓	↓
		病気療養	軽快復職		
		↓	↓		
	専門医	活動休止	専門医	専門医	
		↑	↑		
		休止申請	休止終了		
	更新単位 a		単位 b	更新単位計 50 単位	

更新単位 $a+b=50$ 単位

II. 上記 I 以外の理由により規定更新単位を満たせなかった場合

何らかの事情のため規定の更新単位を満たせず、専門医資格の更新ができなかった場合には、領域専門医委員会に理由書を提出し、審査を受けなければなりません。審査において、正当な理由があると認められた場合は失効後1年以内に更新基準をみたすことで専門医資格を復活することができます。（失効後復活までの期間は専門医ではありません。）

過去に学会あるいは機構認定専門医であったが、何らかの理由で資格を失った場合、資格喪失の理由書を添えて資格回復の申請を行い、上記委員会で認められた場合は、5年後に更新基準を満たすことにより資格を回復できます。

III. 下記の場合は領域専門医委員会で審査し、機構承認の上資格を剥奪することができます。

公序良俗に反する場合

正当な理由なく資格更新を行わなかった場合

別添資料 2

連続して複数回の更新を経た専門医の更新について

連続して 3 回以上資格更新を行った専門医（学会専門医を含める）は、診療実績の証明を更新要件から免除されます。5 年間で診療実績の証明の 10 単位を除いた 40 単位で更新可能です。耳鼻咽喉科において相応の経験を有する専門医の知識・経験を後進の指導に活かすことを目的とした措置です。

【表 1】勤務形態の自己申告（必須）

正しい申告が原則であり、申告が実態と一致しているか否かについて勤務実態を検証することがあります。

勤務形態については、直近 1 年間の実態を記載ください。

1 週間あたりの診療関与日数

勤務形態（主に従事する医療機関は必須：a, b, c のいずれかを選択）

a, 病院_____科常勤医師として勤務している
勤務先（ _____ ）
（はい、いいえ）

b, 診療所_____科常勤医師として勤務している
勤務先（ _____ ）
（はい、いいえ）

c, 病院または診療所_____科を非常勤医師として勤務している
勤務先（ _____ ） _____日 / 週
勤務先（ _____ ） _____日 / 週
勤務先（ _____ ） _____日 / 週

* 複数ある場合はすべて記載してください

d, その他
勤務先（ _____ ） _____日 / 週

【様式1】勤務形態自己申告書：詳細

1. 診療活動		小計 () 日/週
・一般外来診療	() 日/週	
・救急外来診療	() 日/週	
・入院診療	() 日/週	
・臨床検査	() 日/週	
・手術	() 日/週	
・その他	() 日/週	
2. 診療管理と教育活動		小計 () 日/週
・カンファレンス	() 日/週	
・診療に関わる委員会活動	() 日/週	
・学生・研修医・専攻医指導	() 日/週	
・メディカルスタッフ指導	() 日/週	
3. その他の臨床活動		小計 () 日/週
・健康相談	() 日/週	
・臨床に係る書類作製	() 日/週	
・その他	() 日/週	
4. 専門医として相応しい病院外での医療活動		小計 () 日/週
・内容記載→	() 日/週	
・内容記載→	() 日/週	

Ⅱ. 新専門医制度における耳鼻咽喉科専門医の更新基準（移行措置）

について

（2014年度以前に耳鼻咽喉科学会専門医の認定を受けた方）

- ・更新手続きの年度が、2015年度（平成27年度）から2020年度（平成32年度）の間は移行措置となります。
- ・2016年度（平成28年度）から年齢による軽減措置はなくなります。
- ・2015年度（平成27年度）は従来通り70歳以上の方への軽減措置があります。

機構が定める更新基準の完全な運用は、2015年4月からの5年間の準備期間を経て、2021年4月からとなります。日本耳鼻咽喉科学会における従来の専門医制度によって、更新においても一定以上のレベルが確保されてきたことに配慮しつつ、2015年4月～2020年3月の移行措置として、前述した更新基準を以下のように設定し、これを満たす場合には、「機構認定耳鼻咽喉科専門医」（以降「機構認定専門医」と略す）としての認定が可能です。

2015年4月～2020年3月の移行措置における、機構による更新（機構認定専門医）は、日本耳鼻咽喉科学会でそれぞれの年度に更新条件を満たす方のみを対象としており、年度を前倒ししての更新は行ないません。つまり年度ごとに、その年の更新該当者を順次認定していくこととなります。

1、認定機関の変更

更新手続きの年度	更新基準	認定機関
2015年（平成27年）度	従来通り	日本耳鼻咽喉科学会
2016年（平成28年）度から 2019年（平成31年）度	新基準を基にした移行措置による新要件	日本専門医機構

2、更新要件の変更（新要件）

以下の要件を達成してください。

なお、移行措置による認定更新後は、随時、新基準（I参照）が更新基準となります。

項目	取得単位
1) 診療実績の証明	毎年2単位 (1年間で40症例以上) (更新時に必要な単位は、各自、更新手続き年度による。)
2) 専門医共通講習	5年間で最小3単位、最大10単位 (更新時に必要な単位は、各自、更新手続き年度による。)
3) 耳鼻咽喉科領域講習	5年間で最小20単位 (更新時に必要な単位は、各自、更新手続き年度による。)
4) 学術業績・診療以外の活動実績	5年間で0～10単位 (更新時に必要な単位は、各自、更新手続き年度による。)
5) 旧制度での単位取得	旧制度での単位取得 1年間 (50単位) ～4年間 (200単位) (更新時に必要な単位は、各自、更新手続き年度による。)
6) 日耳鼻通常総会・学術講演会または日耳鼻専門医講習会への出席	5年間で1回以上の出席 (必須)

なお、6)については、移行措置の終了後である2020年度(平成32年度)の専門医更新手続き者(認定満期:平成33年3月31日)から、日耳鼻通常総会・学術講演会および日耳鼻専門医講習会に5年間で各1回以上の出席を必須とします。

1), 2), 3), 4)については今回新しく加わった要件ですのでご注意ください。

更新手続きの年度	新基準					旧基準
	1) 診療実績の証明	2) 専門医共通講習	3) 耳鼻咽喉科領域講習	4) 学術業績・診療以外の活動実績	1)～4)の合計	5) 旧制度での単位
2016 (H28) 年度 (認定期限:平成29年3月31日)	2単位 40症例/1年間 (H28年1月～H29年3月)	最小1単位 最大2単位 <u>(必須3つのうち1つ)</u>	最小 4単位	0～2 単位	10単位	200単位 以上
2017 (H29) 年度 (認定期限:平成30年3月31日)	4単位 80症例/2年間 (H28年1月～H30年3月)	最小2単位 最大4単位 <u>(必須3つのうち2つ)</u>	最小 8単位	0～4 単位	20単位	150単位 以上
2018 (H30) 年度 (認定期限:平成31年3月31日)	6単位 120症例/3年間 (H28年1月～H31年3月)	最小3単位 最大6単位 <u>(必須3つすべて)</u>	最小 12単位	0～6 単位	30単位	100単位 以上
2019 (H31) 年度 (認定期限:平成32年3月31日)	8単位 160症例/4年間 (H28年1月～H32年3月)	最小3単位 最大8単位 <u>(必須3つすべて)</u>	最小 16単位	0～8 単位	40単位	50単位 以上
2020 (H32) 年度 (認定期限:平成33年3月31日)	10単位 200症例/5年間 (H28年1月～H33年3月)	最小3単位 最大10単位 <u>(必須3つすべて)</u>	最小 20単位	0～10 単位	50単位	なし

1) 診療実績の証明 (10 単位)

診療実績の証明 (必須)

1 年間に診療した耳鼻咽喉科疾患症例 40 症例について報告します。

1 症例 / 週、毎年 40 症例 (2 単位)。

日本耳鼻咽喉科学会の HP よりダウンロードしたエクセルに記入し、領域専門医委員会での審査後、認定を受けます。

連続して 3 回以上資格更新を行った専門医 (学会専門医を含める) は、診療実績の証明を更新要件から免除されます。

2) 専門医共通講習 (最小 3 単位、最大 10 単位 : ただし、必修 3 項目をそれぞれ 1 単位以上含むこと)

すべての基本領域専門医が共通して受講する項目です。日本専門医機構、日本医師会、日本耳鼻咽喉科学会、日本耳鼻咽喉科学会に関連する学会、日本耳鼻咽喉科学会が後援する講演会および研修会、地方部会、耳鼻咽喉科医会 (都道府県単位以上)、新制度における専門研修基幹施設および連携施設が主催する講習会または領域専門医委員会で審議し機構によって認められた講習会とします。他の領域が主催する講習を受講しても、専門医共通講習については単位を算定できません。1 回の講習は 1 時間以上とし、1 時間の講習受講をもって 1 単位と算定します。E-learning (5 題以上の e-testing を含む) についても、受講を証明できるならば単位として認めることができます。営利企業が主催するものは含めません。また共催するものは原則としてこれに含めません。(ただし、領域専門医委員会で審議し、機構によって認められたものについてはこの限りではありません)。

以下に専門医共通講習の対象となる講習会を示します。

	講習会名
①	医療安全講習 (必修項目 : 5 年間に 1 単位以上)
②	感染対策講習 (必修項目 : 5 年間に 1 単位以上)
③	医療倫理講習 (必修項目 : 5 年間に 1 単位以上)
④	指導医講習
⑤	医療事故
⑥	医療法制
⑦	地域医療
⑧	医療福祉制度
⑨	医療経済 (保険医療等)
⑩	臨床研究・臨床試験
⑪	⑤～⑩に関連する講習
⑫	専門医としての人間性ならびに社会性向上に資する講演

①～⑫それぞれ、1 回の講習において取得できる単位は 1 単位までです。

講師については 1 時間につき 2 単位付与することができます (上限数制限なし)

3) 耳鼻咽喉科領域講習（最小 20 単位）

日本耳鼻咽喉科学会が定める講習会〔注 1〕等で取得する単位です。専門医が最新の知識や技能を身につけるために必要な講習等への参加を目的としています。1 時間の講習受講が 1 単位となります。領域専門医委員会で、審査、認定します。

耳鼻咽喉科領域講習は、日本耳鼻咽喉科学会、日本耳鼻咽喉科学会に関連する学会、日本耳鼻咽喉科学会が主催または後援する講演会および研修会、地方部会、耳鼻咽喉科医会（都道府県単位以上）、認可研修施設、新制度における専門研修基幹施設および連携施設が主催するものに限られます。

営利企業が主催するものは含めません。また共催するものは原則としてこれに含めません。（ただし、領域専門医委員会で審査し、機構によって認められたものについてはこの限りではありません。）

講習会講師については 1 時間につき 2 単位付与することができます。（上限数制限なし）

	講習会名	単位
①	日本耳鼻咽喉科学会通常総会・学術講演会 (講習会)	1 時間 1 単位 (上限 8 単位)
②	日本耳鼻咽喉科学会専門医講習会	1 時間 1 単位 (上限 6 単位)
③	日本耳鼻咽喉科学会専門医講習会 (実技講習会)	1 時間 1 単位 (上限 2 単位)
④	日本耳鼻咽喉科学会が定める講習会・研修会 〔注 1〕	1 時間 1 単位 (上限 2 単位)
⑤	補聴器講習会	1 時間 1 単位 (上限 2 単位)
⑥	日本耳鼻咽喉科学会に関連する学会〔注 2〕	1 時間 1 単位 (上限 2 単位)
⑦	地方部会での講習・講演会	1 時間 1 単位 (上限 1 単位)
⑧	その他認定されたセミナー	1 時間 1 単位 (上限 1 単位)

単位数の上限は、更新期間の上限ではなく、1 回の開催における上限です。

4) 学術業績・診療以外の活動実績（0～10 単位）

領域専門医委員会の認定する学術集会に参加し、自己学習することが必要です。それぞれの学術集会の認定単位は以下に示します。ただし、最大 10 単位までとします。

専門医 ID カードでの受付や、学術集会参加報告票の提出により取得できる単位です。出席時間は領域専門医委員会で管理するシステムを利用し、審査、認定します。

	学術集会名	単位
①	日耳鼻通常総会・学術講演会ならびに関連する学会〔注 2〕	2 単位
②	地方部会〔注 3〕	1 単位
③	認可された学術集会〔注 4-7〕	0.5 単位

学術集会参加による単位認定は5年で上限6単位です。学術集会の発表、論文執筆その他を加えることで合計10単位まで取得可能です。

なお、上記の学会において下記のとりの単位が取得可能です。

	単位
① 筆頭発表者、第2発表者	1単位
② 司会、座長	1単位

また、ピアレビューを受けた内外論文は下記のとりの単位が取得可能です。

	単位
① 筆頭著者	2単位
② 共著者	1単位

1年間以上、学校医をされている場合は、下記のとりの単位が取得可能です。複数校の学校医をされている場合も取得できる単位は同じです。

更新手続き時に委嘱書のコピーを提出してください。

	単位
学校医	2単位（上限2単位）

【注1】

講習会・研修会とは日本耳鼻咽喉科学会が主催または後援する下記のことを指します。
夏期講習会、産業環境保健講習会（騒音性難聴の部）、身体障害者福祉医療講習会、嚥下障害講習会、学校保健研修会、医療事故防止のためのセミナー、補聴器適合判定医師研修会、音声言語機能等判定医師研修会、日本嚥下医学会嚥下機能評価研修会

【注2】

日本耳鼻咽喉科学会に関連する学会は下記のもので対象となります。
日本聴覚医学会、日本めまい平衡医学会、日本耳科学会、日本鼻科学会、日本気管食道科学会、日本気管食道科学会専門医大会、日本頭頸部癌学会、日本音声言語医学会、日本小児耳鼻咽喉科学会、耳鼻咽喉科臨床学会、日本耳鼻咽喉科免疫アレルギー学会、日本口腔・咽頭科学会、日本喉頭科学会、日本頭頸部外科学会、日本嚥下医学会、日本顔面神経学会、日本耳鼻咽喉科感染症・エアロゾル学会

【注3】

地方部会の学術講演会や講習会で、その記事（演題名および演者名の掲載を含む）が日耳鼻会報に掲載されるもの。

【注4】

地方部会主催の学術集会
耳鼻咽喉科領域講習として認可された時間（1時間）を除き、2時間以上（学術集会の正味時間であって懇親会などは含めません）。耳鼻咽喉科領域講習として認可された時間（1時間）を除き、4時間を超えるものは地方部会学術講演会（1単位）と同等に扱います。

【注 5】

耳鼻咽喉科医会主催の学術集会は、原則として都道府県単位以上の医会主催のものとし、耳鼻咽喉科領域講習として認可された時間（1時間）を除き、2時間以上（学術集会の正味時間であって懇親会などは含めません）。

【注 6】

認可研修施設主催の学術集会

内容および規模は「予め認可された学術集会」の条件と同様です。施設内のみならず施設外の専門医（例えばその地域の専門医など）にも開放され、実際にその参加がある学術集会であること。施設内のメンバーのみで行う症例討論会、抄読会などは含みません。耳鼻咽喉科領域講習として認可された時間（1時間）を除き、2時間以上（学術集会の正味時間であって懇親会などは含めません）。

【注 7】

予め認可された学術集会の認可基準

耳鼻咽喉科専門医である主催責任者より提出された認可申請者を、専門医制度常任委員会にて審議し、さらに理事会にて審議、承認されたもの。

- a) 認可を申請する主催責任者は、日耳鼻学会、地方部会、関連する学会・研究会、都道府県医会の理事、評議員、運営委員、世話人など、または認可研修施設の指導責任者であること。
- b) 内容は耳鼻咽喉科、頭頸部外科またはその関連領域にまたがる学術集会、実技講習会であること。申請書類には内容を明記し、必ずプログラム（またはその原稿）を添付すること。
- c) 耳鼻咽喉科領域講習として認可された時間（1時間）を除き、時間は2時間以上（学術集会の正味時間であって懇親会などは含めません）。
- d) 参加者数は原則として専門医 10 名以上が参加する学術集会であり、専門医以外の参加者も望ましい。ただし、地域、学術集会の性質などを、事情によって考慮することがあります。
- e) 継続認可学術集会の場合はテーマ、内容が多岐にわたることが必要で、原則的には同一または類似のテーマ、分野に片寄らないようにする。また、行われた学術集会に関して適宜事後報告を求めることがあります。

主催責任者の留意点

- a) 営利団体が主催するまたは共催するセミナーは原則としてこれに含めません。製薬会社の薬品説明、懇親会などは学術集会には含まれません。
- b) プログラムには必ず開始と終了時間を明記してください。
- c) 学術集会の内容が、特別講演一題のみの場合は、原則として認められません。
- d) 保険医療に関する事項は学術集会の時間には含まれません。
- e) 耳鼻咽喉科に全く関連しない他科領域は、学術集会の規定の時間には含まれませんが、医療安全管理やリスクマネジメント等耳鼻咽喉科専門医に必要な内容であれば認められます。

(旧カリキュラムにより研修中もしくは研修予定の専攻医の資格取
扱い)

2017年3月以前に専門研修を開始した方々は学会専門医認定を受けること
になります。その方々は学会専門医認定の5年後に機構認定専門医更新の対象と
なります。

特別な事情(海外留学、出産、病気療養など)により予定の期間内に学会認
定専門医となれない方は従来の方で学会専門医をめざし、合格5年後の更新
時に機構認定専門医の更新資格を得ます。したがって、2020年4月以降は一定
の期間、学会専門医の初回認定と機構認定専門医の初回認定が一部混在するこ
とになります。

この間の学会専門医と機構認定専門医は同等の資格として扱われます。

なお、学会専門医試験不合格者は従来の方で学会専門医をめざします。新
プログラムでの専攻医を経ていない方が機構専門医を取得するためには学会専
門医に一旦合格する必要があります。

Ⅲ. 新専門医制度における特例措置（旧制度における 70 歳以上の専門医への特例）の廃止について

新専門医制度における耳鼻咽喉科専門医の認定更新基準の変更に伴い、認定更新における特例措置（学術集会参加義務免除、更新料の免除）が 2016（H28）年度から廃止されることになり、2016（H28）年 4 月 1 日より全ての専門医に学術集会への参加義務が課されることとなりました。これまで義務が免除されている 70 歳以上の専門医についても学術集会への参加義務が生ずることとなり、「2016（H28）年度用の学術集会参加報告票」から、全ての専門医に発行いたします。

現在、2015（H27）年 4 月 1 日において特例措置に該当する 70 歳以上の専門医への学術集会参加報告票の送付については下記の通りです。

年度	学術集会参加義務	学術集会参加報告票の送付
2015（H27）年度	無	無
2016（H28）年度	有	有（時期：平成 28 年 3 月下旬）

更新要件は、69 歳以下の専門医と同等となりますが、移行期間中の取り扱いについては、2015（H27）年度までの学術集会参加義務が免除されているので、必要な取得単位については異なります。

現在、特例措置により学術集会参加義務免除となられてる専門医（昭和 20 年 3 月 31 日以前に出生）の先生の学術集会出席単位取得については下記の通りです。

更新手続きの年度	1) 診療実績の証明	2) 専門医共通講習	3) 耳鼻咽喉科領域講習	4) 学術業績・診療以外の活動実績	合計
2016（H28）年度 （認定期限：平成 29 年 3 月 31 日）	免除	最小 1 単位 最大 2 単位 <u>（必須 3 つのうち 1 つ）</u>	最小 4 単位	0～2 単位	8 単位
2017（H29）年度 （認定期限：平成 30 年 3 月 31 日）	免除	最小 2 単位 最大 4 単位 <u>（必須 3 つのうち 2 つ）</u>	最小 8 単位	0～4 単位	16 単位
2018（H30）年度 （認定期限：平成 31 年 3 月 31 日）	免除	最小 3 単位 最大 6 単位 <u>（必須 3 つすべて）</u>	最小 12 単位	0～6 単位	24 単位
2019（H31）年度 （認定期限：平成 32 年 3 月 31 日）	免除	最小 3 単位 最大 8 単位 <u>（必須 3 つすべて）</u>	最小 16 単位	0～8 単位	32 単位
2020（H32）年度 （認定期限：平成 33 年 3 月 31 日）	免除	最小 3 単位 最大 10 単位 <u>（必須 3 つすべて）</u>	最小 20 単位	0～10 単位	40 単位

なお、移行措置の終了後である 2020 年度（平成 32 年度）の専門医更新手続者（認定満期：平成 33 年 3 月 31 日）からは、I. 新専門医制度における耳鼻咽喉科専門医の更新基準について（頁 3～頁 8）の新基準での専門医更新となります。

1) 診療実績の証明（免除）

連続して 3 回以上資格更新を行った専門医（学会専門医を含める）は、診療実績の証明を更新要件から免除されます。

2) 専門医共通講習（最小 3 単位、最大 10 単位：ただし、必修 3 項目をそれぞれ 1 単位以上含むこと）

すべての基本領域専門医が共通して受講する項目です。日本専門医機構、日本医師会、日本耳鼻咽喉科学会、日本耳鼻咽喉科学会に関連する学会、日本耳鼻咽喉科学会が後援する講演会および研修会、地方部会、耳鼻咽喉科医会（都道府県単位以上）、新制度における専門研修基幹施設および連携施設が主催する講習会または領域専門医委員会で審議し機構によって認められた講習会とします。他の領域が主催する講習を受講しても、専門医共通講習については単位を算定できません。1 回の講習は 1 時間以上とし、1 時間の講習受講をもって 1 単位と算定します。E-learning（5 題以上の e-testing を含む）についても、受講を証明できるならば単位として認めることができます。営利企業が主催するものは含めません。また共催するものは原則としてこれに含めません。（ただし、領域専門医委員会で審議し、機構によって認められたものについてはこの限りではありません）。

以下に専門医共通講習の対象となる講習会を示します。

	講習会名
①	医療安全講習（必修項目：5 年間に 1 単位以上）
②	感染対策講習（必修項目：5 年間に 1 単位以上）
③	医療倫理講習（必修項目：5 年間に 1 単位以上）
④	指導医講習
⑤	医療事故
⑥	医療法制
⑦	地域医療
⑧	医療福祉制度
⑨	医療経済（保険医療等）
⑩	臨床研究・臨床試験
⑪	⑤～⑩に関連する講習
⑫	専門医としての人間性ならびに社会性向上に資する講演

①～⑫それぞれ、1 回の講習において取得できる単位は 1 単位までです。講師については 1 時間につき 2 単位付与することができます（上限数制限なし）

3) 耳鼻咽喉科領域講習（最小 20 単位）

日本耳鼻咽喉科学会が定める講習会〔注 1〕等で取得する単位です。専門医が最新の知識や技能を身につけるために必要な講習等への参加を目的としています。1 時間の講習受講が 1 単位となります。領域専門医委員会で、審査、認定します。

耳鼻咽喉科領域講習は、日本耳鼻咽喉科学会、日本耳鼻咽喉科学会に関連する学会、日本耳鼻咽喉科学会が主催または後援する講演会および研修会、地方部会、耳鼻咽喉科医会（都道府県単位以上）、認可研修施設、新制度における専門研修基幹施設および連携施設が主催するものに限られます。

営利企業が主催するものは含めません。また共催するものは原則としてこれに含めません。（ただし、領域専門医委員会で審査し、機構によって認められたものについてはこの限りではありません。）

講習会講師については 1 時間につき 2 単位付与することができます。（上限数制限なし）

	講習会名	単位
①	日本耳鼻咽喉科学会通常総会・学術講演会 （講習会）	1 時間 1 単位（上限 8 単位）
②	日本耳鼻咽喉科学会専門医講習会	1 時間 1 単位（上限 6 単位）
③	日本耳鼻咽喉科学会専門医講習会 （実技講習会）	1 時間 1 単位（上限 2 単位）
④	日本耳鼻咽喉科学会が定める講習会・研修会 〔注 1〕	1 時間 1 単位（上限 2 単位）
⑤	補聴器講習会	1 時間 1 単位（上限 2 単位）
⑥	日本耳鼻咽喉科学会に関連する学会〔注 2〕	1 時間 1 単位（上限 2 単位）
⑦	地方部会での講習・講演会	1 時間 1 単位（上限 1 単位）
⑧	その他認定されたセミナー	1 時間 1 単位（上限 1 単位）

単位数の上限は、更新期間の上限ではなく、1 回の開催における上限です。

4) 学術業績・診療以外の活動実績（0～10 単位）

領域専門医委員会の認定する学術集会に参加し、自己学習することが必要です。それぞれの学術集会の認定単位は以下に示します。ただし、最大 10 単位までとします。

専門医 ID カードでの受付や、学術集会参加報告票の提出により取得できる単位です。出席時間は領域専門医委員会で管理するシステムを利用し、審査、認定します。

	学術集会名	単位
①	日耳鼻通常総会・学術講演会ならびに関連する学会〔注 2〕	2 単位
②	地方部会〔注 3〕	1 単位
③	認可された学術集会〔注 4-7〕	0.5 単位

学術集会参加による単位認定は5年で上限6単位です。学術集会の発表、論文執筆その他を加えることで合計10単位まで取得可能です。

なお、上記の学会において下記のとりの単位が取得可能です。

	単位
① 筆頭発表者、第2発表者	1単位
② 司会、座長	1単位

また、ピアレビューを受けた内外論文は下記のとりの単位が取得可能です。

	単位
① 筆頭著者	2単位
② 共著者	1単位

1年間以上、学校医をされている場合は、下記のとりの単位が取得可能です。複数校の学校医をされている場合も取得できる単位は同じです。

更新手続き時に委嘱書のコピーを提出してください。

	単位
学校医	2単位（上限2単位）

【注1】

講習会・研修会とは日本耳鼻咽喉科学会が主催または後援する下記のことを指します。
夏期講習会、産業環境保健講習会（騒音性難聴の部）、身体障害者福祉医療講習会、嚥下障害講習会、学校保健研修会、医療事故防止のためのセミナー、補聴器適合判定医師研修会、音声言語機能等判定医師研修会、日本嚥下医学会嚥下機能評価研修会

【注2】

日本耳鼻咽喉科学会に関連する学会は下記のもので対象となります。
日本聴覚医学会、日本めまい平衡医学会、日本耳科学会、日本鼻科学会、日本気管食道科学会、日本気管食道科学会専門医大会、日本頭頸部癌学会、日本音声言語医学会、日本小児耳鼻咽喉科学会、耳鼻咽喉科臨床学会、日本耳鼻咽喉科免疫アレルギー学会、日本口腔・咽頭科学会、日本喉頭科学会、日本頭頸部外科学会、日本嚥下医学会、日本顔面神経学会、日本耳鼻咽喉科感染症・エアロゾル学会

【注3】

地方部会の学術講演会や講習会で、その記事（演題名および演者名の掲載を含む）が日耳鼻会報に掲載されるもの。

【注4】

地方部会主催の学術集会
耳鼻咽喉科領域講習として認可された時間（1時間）を除き、2時間以上（学術集会の正味時間であって懇親会などは含めません）。耳鼻咽喉科領域講習として認可された時間（1時間）を除き、4時間を超えるものは地方部会学術講演会（1単位）と同等に扱います。

【注5】

耳鼻咽喉科医会主催の学術集会は、原則として都道府県単位以上の医会の主催するものと

し、耳鼻咽喉科領域講習として認可された時間（1時間）を除き、2時間以上（学術集会の正味時間であって懇親会などは含めません）。

【注 6】

認可研修施設主催の学術集会

内容および規模は「予め認可された学術集会」の条件と同様です。施設内のみならず施設外の専門医（例えばその地域の専門医など）にも開放され、実際にその参加がある学術集会であること。施設内のメンバーのみで行う症例討論会、抄読会などは含みません。耳鼻咽喉科領域講習として認可された時間（1時間）を除き、2時間以上（学術集会の正味時間であって懇親会などは含めません）。

【注 7】

予め認可された学術集会の認可基準

耳鼻咽喉科専門医である主催責任者より提出された認可申請者を、専門医制度常任委員会で審議し、さらに理事会で審議、承認されたもの。

- a) 認可を申請する主催責任者は、日耳鼻学会、地方部会、関連する学会・研究会、都道府県医学会の理事、評議員、運営委員、世話人など、または認可研修施設の指導責任者であること。
- b) 内容は耳鼻咽喉科、頭頸部外科またはその関連領域にまたがる学術集会、実技講習会であること。申請書類には内容を明記し、必ずプログラム（またはその原稿）を添付すること。
- c) 耳鼻咽喉科領域講習として認可された時間（1時間）を除き、時間は2時間以上（学術集会の正味時間であって懇親会などは含めません）。
- d) 参加者数は原則として専門医 10 名以上が参加する学術集会であり、専門医以外の参加者も望ましい。ただし、地域、学術集会の性質などを、事情によって考慮することがあります。
- e) 継続認可学術集会の場合はテーマ、内容が多岐にわたることが必要で、原則的には同一または類似のテーマ、分野に片寄らないようにする。また、行われた学術集会に関して適宜事後報告を求めることがあります。

主催責任者の留意点

- a) 営利団体が主催するまたは共催するセミナーは原則としてこれに含めません。製薬会社の薬品説明、懇親会などは学術集会には含まれません。
- b) プログラムには必ず開始と終了時間を明記してください。
- c) 学術集会の内容が、特別講演一題のみの場合は、原則として認められません。
- d) 保険医療に関する事項は学術集会の時間には含まれません。
- e) 耳鼻咽喉科に全く関連しない他科領域は、学術集会の規定の時間には含まれませんが、医療安全管理やリスクマネジメント等耳鼻咽喉科専門医に必要な内容であれば認められます。